

## 「第6次飯田市男女共同参画計画（案）」の要点

男女共同参画課

## 1 計画の趣旨（計画素案p5~6）

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、この中で男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題とされています。さらに、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、自らの希望により働きまた働こうとする全ての女性の職業生活での活躍促進、仕事と家庭生活の両立を、社会全体で目指すとしています。

飯田市においては、第5次男女共同参画計画（計画期間 平成25年度から30年度まで）を策定し、「地域をはじめとした多様な主体による社会活動での男女共同参画の推進」と「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」を重点に男女共同参画社会の実現に向け取り組みを進めてきました。

この成果として、男女共同参画に関する認知度の上昇が見られ、男女共同参画事業者等として10事業所、5団体を表彰することができたなど、多くの取り組みで前進がみられ、男女共同参画社会に対する理解は深まりつつありますが、まだ目標に達していない分野も見られます。

また、少子高齢化による労働力人口の減少が懸念され、さまざまな分野で女性のさらなる社会参画が期待されています。そこで、これらの成果や課題を基に **第6次飯田市男女共同参画計画**（以下、「本計画」といいます）を策定し引き続き男女共同参画社会の実現を目指します。

「本計画」では、サブタイトルを「ともに生きる いいだプラン」とし、『男女が互いに協力して、「自立した生き方」「幸福と感じる社会」へ』をキャッチフレーズに、男女が社会のあらゆる分野において「共働を習慣化し、男女協働社会の実現」を目指します。

## 2 「本計画」の目的（計画素案p6）

飯田市男女共同参画条例（平成17年12月26日飯田市条例第126号 以下、「条例」といいます）の目的と同じく、男女共同参画社会の実現を目指します。

## 3 「本計画」の期間（計画素案p6）本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5か年とします。

## 4 計画の位置づけ（計画素案p6~7）

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条の規定に基づくもので、「飯田市男女共同参画推進条例」（平成17年12月26日条例第126号以下、条例という）第11条に定める「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」であり、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう、飯田市男女共同参画推進委員会の意見を聴いて策定します。
- (2) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等に関する法律」に定める市町村基本計画を包含しています。
- (3) 本計画は、いいだ未来デザイン2028の、基本目標9「個性を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、交流する」のうち、戦略計画「誰もが安心して地域で活躍できる、ひと・まちづくり」に沿うものです。これは、外国籍を含むすべての市民が互いに認め合い尊重される社会づくりを目的としており、その中の男女共同参画を、主に人権尊重と共に生きる人づくりの観点で捉えて、本計画との整合性を図り策定します。
- (4) 本計画は、「飯田市自治基本条例」（平成18年9月21日条例第40号）の趣旨を尊重して、この条例の定める事項との整合性を図り策定します。

## 5 基本理念（計画素案p7）

本計画は、条例第3条に規定している基本理念に基づきます。

- (1) 男女の人権尊重
- (2) 性別による固定的役割分担意識の解消
- (3) 政策又は方針の立案及び決定の場への共同参画と責任の負担
- (4) 家庭生活とその他の社会生活の両立
- (5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 教育や学習の場における配慮
- (7) 国際社会の取り組みとの協調

## 6 基本課題（計画素案p7～9）

本計画では、第5次飯田市男女共同参画計画の成果を検証し、その評価を確認する中で、基本課題を、「Ⅰ 男女がともに参画するための意識づくり」、「Ⅱ 男女がともに参画できる社会環境づくり」、「Ⅲ 安全・安心な社会づくり」、「Ⅳ 男女共同参画推進体制の充実」の4つの観点で整理しました。

## 7 計画の体系と重点（計画素案p9～13）

### (1) 「計画の体系」

「本計画の体系」は、12ページから13ページのとおりです。“基本課題”の4項目を、さらに12項目の“具体的課題”に細分化し、それぞれの“課題解決の方向”を37項目として示しました。

### (2) “具体的課題”

本計画の“具体的課題”については、「市民意識調査」「企業実態調査」を行い、市民からの意見の反映に努めました。

その中で、「男女共同参画社会」に対する認識が高まっている中で、男女間での意識の違いが見られました。男女共同参画社会を推進していくには、男性の意識改革と、男性が家事・育児・介護に参画しやすくするため、働き方の見直しも求められていることがわかりました。このことから、「2男性にとっての男女共同参画の推進」を具体的課題に位置付けました。

また、共働きが多くなってきた中でも、依然として子育てや介護について女性への依存度が高いことがわかりました。男女共同参画推進のため行政に求められていることとしても子育てや介護の支援策という意見が多いこともあり、「7仕事と子育て・介護の両立支援できる環境整備」を具体席課題に位置付けました。

一方、審議会・委員会への女性の参画状況については、この5年間微減傾向が続いていることから、「4政策・方向決定過程への女性の参画拡大」を具体的課題に位置付けました。

加えて、男女共同参画基本法第14条第3項の規定により、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び長野県の「第4長野県男女共同参画計画」との整合を勘案して、東日本大震災以降求められている「8地域・防災分野における男女共同参画の推進」と、ひとり親家庭の増加や子供の貧困問題などに対応するように「10困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境の整備」を具体的課題に位置付けました。

### (3) 本計画の重点とする“具体的課題”2項目について

#### ア “具体的課題”「2男性にとっての男女共同参画の推進」

(7) 男女共同参画に対しての認識が高まっている中で、男女の意識の違いがあり、働く場や地域社会運営の考え方については、男性中心の従来の慣行が依然として根強く、女性が活躍しにくい状況があるとみられます。

(4) 長時間労働を前提とした男性の働き方が依然として根付いており、男性が家事、育児、介護等への参画がしづらい状況が見られます。

(9) 男性が家事、育児、介護等を参画担う状況になった場合でも、周囲の理解が得られにくく、また男性が家事、育児、介護等のノウハウの習得の機会が少ない状況が見受けられます。

これらのことから、“具体的課題”「2男性にとっての男女共同参画の推進」をこの計画の重点項目とし、“課題解決の方向”で、「(5)家庭、地域、職場における慣習やしきたりの見直し」、「(6)男性の家事・育児・介護への参画の促進」などに取り組むこととします。

#### イ “具体的課題”「6ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」

(7) 少子高齢化が進展し人口が減少する社会において、男女が仕事と家庭生活のバランスを考えながら多様で柔軟な働き方を選択できることが必要であること。

(4) 地域産業も構造変革を求められる中、技術や知識を持った経験ある優秀な人材が離職しないよう、また雇用確保のために、「育児や介護を行いながら、働き続けていくことができる」地域づくりが求められていること。

(9) 第5次男女共同参画計画の重点事項であったが、引き続き社会環境づくりとして推進する必要があること。

これらのことから、“具体的課題”「6ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」をこの計画の重点項目とし、“課題解決の方向”の「(16)男女がともに働きやすい職場環境の整備」、「(17)仕事と生活の両立支援」などに取り組むこととします。

## 8 計画の詳細 (計画素案 p14~44)

本計画の詳細では、“課題解決の方向”をわかりやすく“具体行動”、“取組内容”及び、“担当課”として示してあります。

- (1) 基本課題 I 男女がともに参画するための意識づくり (計画素案 p15~22)
- (2) 基本課題 II 男女ともに参画できる社会環境づくり (計画素案 p23~34)
- (3) 基本課題 III 安全・安心な社会づくり (計画素案 p35~41)
- (4) 基本課題 IV 男女共同参画推進体制の充実 (計画素案 p42~44)

## 9 計画の進捗状況評価指標 (計画素案 p45)

市民意識調査等の結果を踏まえ目標値を見直すと共に、重点施策を踏まえたものとなりました。  
なお、括弧内の数値は平成28年度実施の調査結果等の値です。

基本課題	具体的課題	課題解決の方向	評価指標	目標値等
I 男女がともに参画するための意識づくり	1 男女共同参画についての意識啓発と学習の推進	(3) 意識改革のための啓発	固定的性別役割分担意識についての正しい理解	性別役割分担を固定的に捉える人が減少 8% (11.1%)
	3 男性にとっての男女共同参画の推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点</span>	(5) 家庭、地域、職場における慣習やしきたりの見直し	家庭、地域、職場における平等意識の浸透	男女差があるとの認識が減少「男性優位」(職場) 40% (51.5%)
II 男女ともに参画できる社会環境づくり	4 政策・方向決定の場の女性の参画の拡大	(9) 地域活動への男女共同参画の促進	市民団体表彰の応募数・推薦数	8団体 (5団体) 応募累計
		(10) 各種審議会等委員への女性の参画促進	審議会等委員の女性委員の比率	30% (26.9%)
	5 働く場での男女共同参画の推進	(15) 雇用における均等な機会の確保と職場における女性の登用の促進	管理職に占める女性の比率	20% (17.4%)
	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点</span>	(16) 男女がともに働きやすい職場環境の整備	事業者表彰の応募数・推薦数	15事業所 (10事業所) 応募累計
(17) 仕事と生活の両立支援		企業の育児・介護休業法について認知度	100% (85.9%)	
III 安全・安心な社会づくり	9 男女間のあらゆる暴力の廃絶	(21) 相談体制の充実	女性相談窓口の認知度	90% (80.8%)
		(27) セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止と対策の推進	企業のハラスメント防止対策	100% (75.4%)
IV 男女共同参画推進体制の充実	12 男女共同参画推進体制の充実	(34) 男女共同参画計画の進捗管理と公表	男女共同参画計画の認知度	60% (52.3%)